

2008年度
民事訴訟法講義
第14回

関西大学法学部教授
栗田 隆

第14回

- 1. 専門委員（第92条の2～第92条の7）
- 2. 手続の進行
- 3. 訴訟指揮権
- 4. 進行協議期日（規95条）
- 5. 計画審理（第147条の2・第147条の3等）

T. Kurita

2

専門委員の制度

- 専門訴訟 特許や医療あるいは建築関係の紛争のように、紛争事実関係を正しく把握するのに専門的知識が必要な訴訟
- 専門委員の制度 専門訴訟について、争点整理段階あるいは証拠調べの段階で専門的知識を有する者が裁判官を広範囲にわたって補助する制度

T. Kurita

3

専門委員の職務、地位、任免

- 専門委員は、専門的知見に基づいて裁判官に必要な説明をし、証拠調べにおいて説明あるいは質問をし、あるいは、和解手続において裁判官と当事者に必要な説明をする者である。
- 非常勤の裁判所職員（国家公務員）
- 最高裁判所規則に従って任免される（92条の5第3項。手当等につき、同条4項参照）。

T. Kurita

4

専門委員の指定、除斥・忌避

- 個々の事件において手続に関与する専門委員の指定は、当事者の意見を聴いて、裁判所（裁判機関）が行う（92条の5第2項）。員数は、1人以上である（同1項）。
- 専門委員は、裁判に与える影響力が大きいことに鑑み、除斥・忌避に関する規定が準用される（92条の6、規則34条の9）。

T. Kurita

5

専門委員の関与の場面（92条の2）

1項関与 争点整理・進行協議の場面で、専門的な知見に基づく説明をする

- 2項関与 証拠調べの場面で、
1. 専門的な知見に基づく説明をする
 2. 証人等に質問する

3項関与 和解の場面で、専門的な知見に基づく説明をする

T. Kurita

6

関与決定とその取消

- 専門委員は、裁判所の決定により手続に関与する。
- 裁判所が相当と認めるときは、申立てにより又は職権で関与決定を取り消すことができる（規則34条の8参照）。当事者双方の申立てがある場合には、取消しは必要とされ（92条の4ただし書）、かつ、この場合には理由を明らかにする必要はない（規則34条の8第2項ただし書）。

専門委員の関与に関する当事者の権利

- 専門委員の関与は当事者に公開される。
- 当事者には、専門委員が裁判官に何を説明したかを知る機会（規則34条の3参照）、及び専門委員がした説明について意見を述べる機会が与えられる（規則34条の5）。
- 除斥・忌避の申立権
- 関与決定の取消しの申立権

専門委員の関与の方法

- 裁判長は、専門委員に説明をさせるに当たり、必要があると認めるときは、専門委員に対し、係争物の現況の確認その他の準備を指示することができる（規則34条の6）。
- 通話による関与（法92条の3、規則34条の2第2項・34条の7）

知的財産事件における裁判所調査官（92条の8）

- 平成17年4月1日から施行。制度の導入理由
- 1. 裁判官は、法律の専門家ではあるが、科学技術分野における専門的知識を十分に有するとは限らない。
 - 2. 科学技術分野は、猛烈なスピードで発展している。

手続進行－現行法は職権進行主義

- 訴訟は、裁判所と両当事者が紛争解決を目指して行う共同作業である。
 - 1. 職権進行主義 訴訟手続の進行の主導権を裁判所に認める建て前
 - 2. 当事者進行主義 主導権を当事者に認める建て前
- ✓ アクセントの置き方の問題である。

当事者の意見の尊重

- 審理の計画（147条の3）
 - 争点整理手続における意見聴取（168条・170条3項・175条）
 - 進行協議（規95条1項）、および協議の実施方法についての意見聴取（規96条）
 - 証拠調べの方法についての意見聴取（202条・207条、規121条・123条1項）
 - 訴訟記録の作成についての意見聴取（規68条・170条）
- など。

訴訟指揮権

- 訴訟が適正かつ能率的に行われるようにするために裁判所（または裁判長）の行う行為を訴訟指揮と言い、
- 訴訟指揮を行う権限を訴訟指揮権と言う。

訴訟指揮権の範囲

- これを定めた規定はない。
- 終局判決は、訴訟指揮の裁判から除外される。
- 中間判決については、これを除外する文献と、除外しない文献とがある。
- この講義では、訴訟手続を直接終了させる裁判（終局判決等）を準備する過程でなされる裁判所の行為を訴訟指揮と考えることにする。

訴訟指揮権の主体
合議体か裁判長等か

論点

- 訴訟指揮権の行使の前に合議すべきか否か、
- 合議を経ずに行使される訴訟指揮権について、その不服申立てをどうするか

合議体が合議の上行使するもの

- 指揮権を定める条文において主語が裁判所となっているもの（151条－155条など）。

合議体の監督のもとに裁判長等が行使するもの

- 指揮権を定める条文において主語が裁判長等になっているが、合議体への異議申立てが認められている指揮権である。例：口頭弁論の指揮（148条）・釈明権（149条）
- 当事者が異議を申し立てた場合にのみ合議に付し、裁判所が決定で異議について裁判する（150条・202条3項、規117条）。
- 裁判所が合議体でない場合には、異議申立ての余地はないと解されている。

合議体から独立して裁判長が行使するもの

- 指揮権を定める条文において主語が裁判長になっており、かつ、合議体への異議申立てが規定されていないもの。例：
- 期日の指定（93条1項）
- 準備書面等の提出期間の設定（162条）
- 訴状の補正命令・却下命令（137条）

訴訟指揮の裁判の取消し

- 訴訟指揮に関する裁判は、いつでも取り消すことができるのが原則である（120条）。
- 取消・変更の可能性が個別に規定されているものもある。例：
 1. 特別代理人の選任・改任（35条2項）
 2. 訴訟代理人の許可（54条2項）
 3. 弁論の制限・分離・併合（152条1項）
 4. 弁論準備手続に付す裁判（172条）

120条による取消しになじまない裁判

- 確定すると当該裁判所における訴訟手続が終了するもの： 訴状の却下命令（137条）、移送の裁判（16条以下・21条）
- 即時抗告に服する裁判は、訴訟指揮の裁判に含められるものでも、即時抗告が認められた趣旨により、120条による取消しになじまない。
- ただし、それぞれの裁判を正当化する事由が消滅した場合には、確定後でも取消しを認めるべきものもある：担保提供命令（75条・79条）

進行協議期日（規95条）

- 裁判所と当事者双方が訴訟の進行に関し必要な事項について協議するために開かれる口頭弁論外の期日である。
- 特徴
 1. 両当事者に立会の機会を与える。
 2. 非公開でよい。
 3. 口頭弁論調書ないしこれに準じた調書の作成を要求されない。
 4. 裁判所外で行うことができる（規97条）。

訴訟手続の計画的進行（147条の2）

- 裁判の迅速化に関する法律第2条：「裁判の迅速化は、第一審の訴訟手続については2年以内のできるだけ短い期間内にこれを終局」させることにより行う。
- 民訴147条の2：「裁判所及び当事者は、適正かつ迅速な審理の実現のため、訴訟手続の計画的な進行を図らなければならない」。

審理の計画（147条の3）

- 要件： 複雑な事件について適正かつ迅速な審理を行うため必要があると認められるとき
- 裁判所が策定する。
- 当事者との協議が必要。合意の成立は必要ない。
- 計画変更は、許される（4項参照）。
- 口頭弁論調書への記載（規67条2号）。
- 裁判長は、当事者の意見を聴いて、特定の事項についての攻撃防御方法を提出すべき期間を定めることができる（156条の2）。

計画策定事項

- 必要的策定事項（2項）
 1. 争点及び証拠の整理を行う期間
 2. 証人及び当事者本人の尋問を行う期間
 3. 口頭弁論の終結及び判決の言渡しの予定時期
- 任意的策定事項（3項）
 1. 特定の事項についての攻撃又は防御の方法を提出すべき期間
 2. その他の訴訟手続の計画的な進行上必要な事項

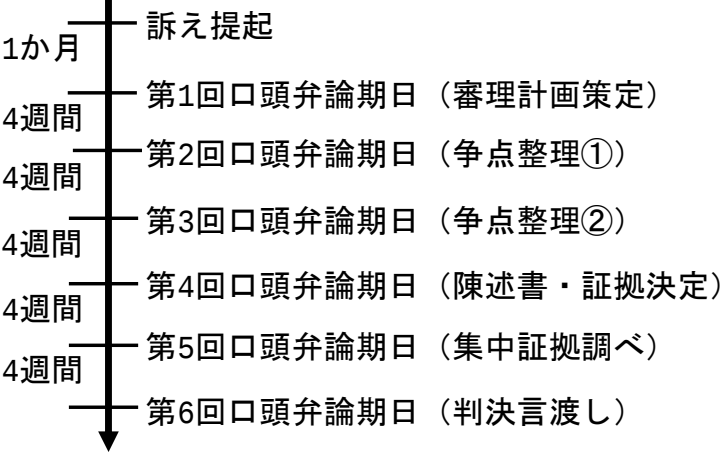
審理計画の効力

- 攻撃防御方法の却下（157条の2）
- 訴訟費用の負担 63条はここでも作用する。

様々な審理進行モデルが用意されている

- 早期型事件と複雑型事件（ファーストトラックとマルチトラック）
- 6か月コース、9か月コース、1年コースなど
- 固い審理計画とやわらかい審理計画

旭川地裁の6か月コース



ポイント

- 期日の一括指定
- モデルコースを選択した事件の優先
- 裁判所書記官による主張対照表の作成
